粟野　清　大木　勝之　手塚　七朗
山根　繁一　渡辺　休吾
正七位に叙する（各通）（以上五月十九日）
大縄　弘　川野　嘉昭　古谷　邦久
従五位に叙する（各通）
苫米地良一　中山　政男　平井　忠勝
藤田　都明　三井　巖
正六位に叙する（各通）
岡田　輝雄　小河　豊
小宮山　弘　杉村　孝
仙波　和志
従六位に叙する（各通）
石田　敬一
西山　久治
正七位に叙する（各通）
今井　健雄　尾形　克彦
廣井　福二　吉田　義則
従七位に叙する（各通）（以上五月二十日）
（弘前大学名誉教授）　岩井　武彦
（岩手大学名誉教授）　澤藤　雅也
正四位に叙する（各通）
（舞鶴工業高等専門学校名誉教授）　高田　雄次
従四位に叙する
梅田　俊彦
従五位に叙する（各通）
永井　亨　鳴戸　邦秀
森下　祐一　吉田　三郎
正六位に叙する（各通）
石川　正善　石原　一男
大塚　四郎　清水　英範
原嶋　政雄　丸山　一夫
従六位に叙する（各通）
（山口県警部）
佐藤　明平　清水　虎夫
中村　太一　前原　忠保
正七位に叙する（各通）（以上五月二十一日）
廣瀬　照雄
従五位に叙する
多田　治輔
中島　泰　根本　佐利
正六位に叙する（各通）
阿久津利昭
従六位に叙する（以上五月二十二日）
黒田　弥市
正六位に叙する（五月二十三日）

従四位に叙する
三村　勲
従五位に叙する（以上五月二十四日）
正八位
石川　正善　清水　清水
中田　有三　永井　亨　鳴戸　邦秀
益本　久　丸山　一夫　水川　克昌
瑞宝双光章を授ける（各通）
渥美　準次
國澤　栄治
（山口県警部）
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上五月二十一日）
阿久津利昭　安藤　光公
中島　泰　根本　佐利
瑞宝双光章を授ける（各通）（五月二十二日）
黒田　弥市
瑞宝小綬章を授ける
中山　由美
瑞宝単光章を授ける（以上五月二十三日）
三木　久雄
瑞宝双光章を授ける（五月二十四日）
折口　忠夫
瑞宝双光章を授ける（五月二十五日）
従五位に叙する（以上五月二十四日）
折口　忠夫
従五位に叙する
三木　久雄
従六位に叙する（以上五月二十五日）
高屋　一郎
従四位に叙する（五月二十七日）
清水　敬三
従六位に叙する（五月二十八日）
○叙勲
旭日小綬章を授ける
藤野　雅彦
今井　勇夫
西田　健吾
旭日単光章を授ける（各通）（以上五月十九日）
瀬良垣　稔
旭日単光章を授ける（五月二十日）
森下　祐一
旭日双光章を授ける
松倉　俊男
塩野　清
旭日単光章を授ける（各通）（以上五月二十一日）
小林　勇造
瑞宝重光章を授ける
梶田　芳弘
瑞宝小綬章を授ける（各通）
藤本　敬一
粟野　清
土屋　英夫
大口　浩一
百々　尚文
山本　亨
瑞宝双光章を授ける（各通）
（愛知県警部補）
佐藤　留夫
藤井　允
東　和二
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上五月十九日）
萩原　潤子
山下　恰
古谷　邦久
瑞宝小綬章を授ける
大縄　弘
今井　健雄
岡田　輝雄
川野　嘉昭
鈴木　忠雄
須田　伸二
仙波　和志
苫米地良一
平井　忠勝
平島　敏生
藤田　都明
三井　巖
瑞宝双光章を授ける（各通）
尾形　克彦
今井　英作
小河　豊
杉村　孝
小宮山　弘
宮田　好信
室谷ソム子
吉田　義則
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上五月二十日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、六月二十三日ルクセンブルク国の国祭日につき、同月二十日同国大公殿下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

中国地方整備局公示

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、中国地方整備局及び同局三次河川国道事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年六月二十四日

中国地方整備局長　栗田　悟

一、河川の名称　江の川水系江の川

二、廃川敷地等が生じた年月日　平成二十六年六月二十四日

三、廃川敷地等の位置　広島県三次市粟屋町二六四六番三から同市粟屋町二六二一番一地先まで及び同市粟屋町二六二六番三地先

四、廃川敷地等の種類及び数量　土地（河川管理施設を含む。）　八百五・一八平方メートル

国家試験

第56回原子炉主任技術者試験口答試験の施行

第56回原子炉主任技術者試験口答試験の施行について、原子炉主任技術者試験の実施細目等に関する規則（昭和53年総理府令第51号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年6月24日

原子力規制委員会委員長　田中　俊一

1．日時　平成26年8月26日（火）午前9時30分から

2．場所　原子力規制委員会原子力安全人材育成センター内会議室　東京都港区虎ノ門4―1―28　虎ノ門タワーズオフィス22階

3．受験の申込期間　平成26年7月4日（金）から平成26年7月24日（木）まで

4．受験の申込手続

(1) 試験を受けようとする者は、規則別記様式第3による受験申込書に規則第3条第2項各号のいずれかに該当することを証する書類（原子炉の運転に関する業務に6か月以上従事した者は、その原子炉設置者の発行する従事期間に関する証明書、原子力規制委員会の指定した講習機関等において原子炉の運転に関する課程を修了した者は、その講習機関等の長の発行する課程修了に関する証明書）を添えて提出すること。

(2) 受験申込書は、原子力規制委員会原子力安全人材育成センター業務課［郵便番号105―0001　東京都港区虎ノ門4―1―28　虎ノ門タワーズオフィスビル22階　電話番号03（6435）9704］へ持参するか、上記宛て書留郵便（平成26年7月24日（木）までの消印のあるものは有効）で送付すること。

(3) 受験申込書に記載した住所を変更したときは、その旨を文書で届け出ること。

(4) 受験申込書は、申出により原子力規制委員会原子力安全人材育成センター業務課で交付する。郵便で申し出る場合には、その旨を明記し、返信用郵便切手を貼って、その送付先を記した封筒を同封すること。

5．合格者の発表　合格者の発表は、9月下旬頃官報に公告し、原子炉主任技術者免状を本人宛て送付する。